

佐倉市と学校法人青山学院との包括連携協定書

佐倉市（以下「甲」という。）と学校法人青山学院（以下「乙」という。）は、甲と乙が設置する青山学院大学（以下「大学」という。）が、教育、文化、地域活性化等の分野で連携を強化することについて、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び大学が緊密に連携することにより、双方が教育、文化、地域活性化等の分野で相互のもつ資源、ネットワーク等を活用し、地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び大学は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力して取り組むものとする。

- （1）教育・文化・スポーツの振興及び発展に関する事項
- （2）大学の教育、学術研究及び学生ボランティア活動に関する事項
- （3）人材の育成に関する事項
- （4）自然・環境の保護に関する事項
- （5）歴史資源の保存及び活用に関する事項
- （6）地域活性化に関する事項
- （7）その他両者が必要と認める事項

2 甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協議）

第3条 本協定による事業を円滑に推進するため、甲及び乙はそれぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要な連絡調整を行うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において相手方より提供を受けた情報について、厳に秘密として保持し、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、法、佐倉市条例その他関係法令により開示しなければならない場合又は事前に相手方の書面若しくは第2条第1項各号に規定する事務を行う職員により送信された電子メールによる承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の3月前までに甲又は乙から特段の申出がない限り、本協定の有効期間が1年間更新されたものとみなし、その後も同様とする。

（協定の改廃）

第6条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解約を書面又は第3条の担当部署の職員により送信された電子メールにより申し出たときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月15日

甲 千葉県佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市
市長

乙 東京都渋谷区渋谷四丁目4番25号
学校法人青山学院
青山学院大学学長

岡田三十五

稲積宏誠